

子母発0831第3号  
子家発0831第2号  
医政総発0831第1号  
社援保発0831第1号  
障企発0831第1号  
令和4年8月31日

各都道府県、指定都市、中核市  
母子保健主管部(局)長  
児童福祉主管部(局)長  
**衛生主管部(局)長**  
民生主管部(局)長  
障害保健福祉主管部(局)長

殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
厚生労働省医政局総務課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の  
保全について(再依頼)

旧優生保護法に関連した資料の保全については、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)」(平成30年4月25日付け子母発0425第1号・子家発0425第2号・医政総発0425第1号・障企発0425第1号)及び「保護施設における旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)」(平成30年6月29日付け子母発0629第1号・社援保発0629第1号)において、依頼をしたところです。

今般、衆議院調査局厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室において行った「旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査」において、医療機関及び福祉施設における旧優生保護法に関連した資料の保有状況等を調査したところですが、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号。以下「旧優生保護法一時金支給法」という。)による一時金の支給の事務等の実施のために、引き続き資料を保全していただく必要があることから、貴都道府県・指定都市・中

核市におかれては、管内の別記施設及び機関に対して、下記により、改めて、当該資料を適切に保全することを依頼いただくとともに、別記施設及び機関の保有する旧優生保護法に関連した資料の保全について御協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 旧優生保護法に関連した資料の保存について（再依頼）

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で別記施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録（以下「関連資料」という。）について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

### 2 医療機関・福祉施設が統廃合する場合における関連資料の保存について 関連資料については、以下のとおり対応されたいこと。

#### （1）医療機関・福祉施設が統合される場合

医療機関・福祉施設が統合される場合は、承継先の施設において、適切に関連資料を保存すること。

なお、この場合の、承継先の医療機関・福祉施設への資料の提供については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第2号の「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」であり、承継先の医療機関・福祉施設は第三者に該当しないことから、本人の同意がなくても提供が可能であること。

#### （2）医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）

医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）は、医療機関・福祉施設が廃止された時点の管理者において関連資料を保存することが適当であるが、廃止時点において、管理者が不在の場合は、一時金の請求者に係る調査を実施することになる都道府県において関連資料を保存すること。

なお、都道府県が関連資料を保存する場合、その保存に要する費用（鍵付き保管庫の購入費等）であって、旧優生保護法一時金支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては同交付金により交付するものであること。

特に、「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について(依頼)」(平成30年7月13日付け子発0713第2号)において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した医療機関・福祉施設が、市に廃止の届出を出した場合には、当該施設に対して、当該施設の属する都道府県に関連資料の保存について相談するよう促すなど、留意して対応いただきたいこと。

なお、当該施設の属する都道府県から当該施設の属する市に関連資料の保存を委託すること等を妨げるものではなく、この場合の委託に要する費用であって、旧優生保護法一時金支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては、同交付金により都道府県へ交付するものであること。

### (3) その他の留意事項

保存に当たっては、患者の秘密が守られ、紛失が防止されるような方法によるべきであること。

また、保存に当たっては、これらの資料が、旧優生保護法一時金支給法第8条の都道府県知事等による調査等の事務において必要となる可能性があることに留意すること。

以上

## 別記 保全措置対象施設及び機関

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 38 条に規定する母子生活支援施設
- 児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設
- 児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設
- 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
- 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所  
※歯科医業を行うもの（医業と併せて行うものを除く。）を除く。
- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項各号の保護施設
- 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設

### （参考）廃止の管理者について

	都道府県	指定都市	中核市	その他
母子生活支援施設	○	○	—	○ (児童相談所設置市)
児童養護施設	○	○	—	○ (児童相談所設置市)
障害児入所施設	○	○	—	○ (児童相談所設置市)
児童心理治療施設	○	○	—	○ (児童相談所設置市)
児童自立支援施設	○	○	—	○ (児童相談所設置市)
病院	○	—	—	—
診療所	○	—	—	○ (保健所設置市)
保護施設	○	○	○	—
婦人保護施設	○	—	—	—
障害者支援施設	○	○	○	—

※ 条例により、更に権限を委譲している場合も想定されることから、各都道府県管内で適切に連携いただきたい。